

令和 7 年度

磁性物売払単価契約（下期）に係る公募要項

令和 7 年 8 月

船橋市 環境部 資源循環課

磁性物売払単価契約（下期）に係る公募要項（郵便による一般競争入札）

公募の概要

本契約は、船橋市（以下「本市」という。）指定場所より発生する磁性物の売り払いを行い、買受者がこれを買受けるものです。参加される方はこの要項を熟読し、各記載事項をご承知の上、ご参加ください。

I 実施スケジュール

(1) 公募開始	令和 7 年 8 月 8 日（金）
(2) 質問受付開始	令和 7 年 8 月 8 日（金）
(3) 質問書の締切	令和 7 年 8 月 15 日（金） 17 時
(4) 質問書に対する回答	令和 7 年 8 月 19 日（火）までに市ホームページにて公表
(5) 入札参加申請受付開始	令和 7 年 8 月 21 日（木）
(6) 入札参加申請締切	令和 7 年 8 月 28 日（木） 17 時
(7) 入札書等送付	令和 7 年 9 月 2 日（火）までに発送
(8) 入札書受付開始	令和 7 年 9 月 5 日（金）
(9) 入札書受付締切	令和 7 年 9 月 12 日（金）
(10) 開札	令和 7 年 9 月 19 日（金）

II 応募要件

(1) 基本的要件

応募できる者は、次の全ての項目に該当する者に限ります。

ア ちば電子調達システムの入札参加者名簿に登録されている者（委託・物品）

イ 過去 10 年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを全て誠実に履行した者

(2) 資格制限

次のいずれかに該当する団体等は、応募することはできません。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 法人税及び消費税（地方消費税を含む）等を滞納している者

ウ 市内に事務所、事業所等を有する者にあつては市税を滞納している者

エ 船橋市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 18 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は同条例第 7 条に規定する暴力団密接関係者に該当する者

オ 千葉県暴力団排除条例（平成 23 年条例 4 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

なお、入札参加資格確認の際又は、契約後において、船橋市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 18 号）の施行に伴い、応募者（契約者）が暴力団関係者でないことを船橋警察署又は船橋東警察署を通じて千葉県警察本部に照会する場合がありますので、ご了承ください。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除します。なお、落札者となった場合、正当な理由なく令和7年10月1日までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に予定数量を乗じた額を違約金として落札者から徴取します。

Ⅲ 応募申し込み

(1) 公募開始

公募開始日	配布方法
令和 7 年 8 月 8 日（金）	市のホームページからダウンロード

(2) 質問・回答

質問期間及び質問方法	回答方法
令和 7 年 8 月 8 日（金）から 令和 7 年 8 月 15 日（金）17時まで 質問は、質問書（第1号様式）を使用し、E-mail でお送りください。本業務内容に係る質問の受付 は、本質問書に記載されたものに限りです。 E-mail: junkan@city.funabashi.lg.jp ※E-mail 送付後は、資源循環課まで必ずお電話 にてご一報ください。 TEL：047-436-2439	令和7年8月19日（火）までに市のホーム ページにて公表

(3) 入札参加申請受付

受付期間	提出方法
令和 7 年 8 月 21 日（木）から 令和 7 年 8 月 28 日（木）17時まで 〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市役所4階 環境部資源循環課	(4) 提出書類を「船橋市役所4階 資源循環 課」まで直接提出、もしくは郵便（必着）に よる提出

(4) 提出書類

	提出書類	参照
①	入札参加申込書（第2号様式）	
②	誓約書（第3号様式）	
③	ちば電子調達システムに登録されていることが確認できるもの（ログイン画面のスクリーンショット等）	Ⅱ(1)ア
④	過去10年間の契約実績を証明する書類	Ⅱ(1)イ
⑤	切手(180円分)を貼付した返信用封筒（角形2号とすること）	

※提出された①から⑤までの書類を審査し、入札参加登録をします。登録決定された事業者には、入札

参加決定通知書等とともに、「入札用封筒」を送付いたします。

※提出いただいた書類の訂正はできません。提出書類に漏れや不備がある場合、又は資格要件がない事業者は、入札参加登録ができず、入札には参加できません。十分ご確認のうえ提出してください。なお、提出した書類は、お返しすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

(5) 入札書の提出

入札書の提出は、本市から送付する「入札書」と「入札用封筒」を必ず使用してください。他のものを使用した場合は、失格といたします。

入札書は、本市が送付した「入札用封筒」に入れ、糊付け封入し、応募者名を必ず記入して特定記録郵便、簡易書留郵便または一般書留で郵送してください。(令和7年9月12日(金)必着)

入札書及び入札用封筒に記載漏れがあった場合、複数の入札用封筒を1枚の封筒に入れて送付した場合、上記方法以外で郵送された場合は、失格といたします。

IV 買受者の決定方法

(1) 入札書の開札

- | | |
|------|---|
| 開札 | 下記日時及び会場にて、応募いただいた「入札書」を開札します。 |
| 立ち会い | 抽選により、応募者の中から立会人を2者選びます。急遽立ち会えなくなった場合、買受者の決定事務に関係のない本市の職員を立ち会わせて行います。 |
| 比較 | 入札書を開札し、予定価格（非公表）以上で最高金額を提示した者が買受者となります。ただし、同価格の応募者が2者以上ある場合は、直ちにくじ引きによって買受者を決定します。くじ引きは、市で買受者の決定事務に関係のない職員が行います。 |
| その他 | 入札書提出後には、書き換え、引き換え、撤回をすることはできません。なお、予定価格以上で最高金額を提示した者がいなかった場合は、応募者へ入札書を再交付のうえ、市ホームページにて再度入札の案内をします。 |

開札日時 令和7年9月19日(金) 9時30分から

会場 船橋市役所本庁舎 4階 405会議室

(2) 入札結果の通知

応募者に対し速やかにFAXで通知するとともに、市のホームページに掲載します。

(3) 入札書の無効

以下に該当する入札書は無効とします。

- ① 参加資格のない者が提出した入札書
- ② 同一者が提出した2以上の入札書
- ③ 明らかに不正行為によって提出されたと認められる入札書
- ④ 価格金額の訂正された入札書
- ⑤ 記名押印（署名捺印）のない入札書
- ⑥ 金額その他記載事項が明らかなでない入札書
- ⑦ 全ての事項が記載されていない入札書
- ⑧ 所定の記載事項以外の事項が記載された入札書
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、応募に関する条件に違反して提出した入札書